

◎三十四番（安部泰男君）公明党県議団の安部泰男であります。

東日本大震災と原発事故からの復興、昨年の台風第十九号等による水害の復旧と防災・減災対策、そして新型コロナウイルス感染症の封じ込めなど、私たちは今そこにある危機からの県民の命と暮らしを守るため、全力での対策に取り組むことが求められております。こうした本県の現状を踏まえ、県政一般についてお尋ねいたします。

一つ目は、災害発生時の情報共有についてです。

想定を超える大規模災害が毎年発生している中、被災現場の正確な情報を関係者が広く共有し、的確な対応を迅速に行うことは、地域住民の命と財産を守る上で極めて重要であります。

そのため、国立研究開発法人防災科学技術研究所、いわゆる防災科研は、平成二十六年から民間と共同で研究開発を進め、組織を超えた防災情報の共有を実現する基盤的防災情報流通ネットワークを開発し、昨年から運用を開始いたしました。

このネットワークシステムは、防災関係機関がそれぞれ持っている気象情報や道路情報、避難所情報、病院情報、被害情報等を共有のデータベースに収納し、現場で利用しやすい情報に加工して迅速に提供することができま

す。

例えば避難所の避難者数、道路の通行止め箇所、給水拠点などの地図を重ね合わせ、物資支援等の配布に最適な巡回ルートを選定することができます。

また、災害現場をドローンやスマホで撮影した映像、さらには刻々と変化する避難所の情報を現場から直接入力し、地図上から呼び出して共有することも可能であります。

このネットワークを運用している防災科研は、昨年の台風第十九号の際に

も福島県災害対策本部に常駐し、本部の災害対応をサポートしたと聞いております。

そこで、関係機関の組織を超えて防災情報を共有する基盤的防災情報流通ネットワークを活用し、迅速かつ円滑な災害対応を図るべきと思いますが、県の考えを伺います。

次は、避難所のプライバシー確保についてです。

県は、令和元年台風第十九号等による災害への対応と住民避難行動について検証するため、外部有識者を交えた検証委員会を設置し、その結果を福島県地域防災計画等に反映して今後の防災・減災対策を強化するとしています。

特にこのたびの災害においては、各市町村において避難勧告や避難指示などが発令されているにもかかわらず、避難しなかった住民が多かったとの報道がありました。

そうした住民の行動には、幾つもの要因があると考えられますが、スフィア基準において求められている避難所におけるプライバシーの確保が十分ではないため、避難しにくい状況があるのではないかと考えます。

そこで、市町村と連携し、避難者のプライバシーを確保した避難所の設置を推進すべきと思いますが、県の考えを伺います。

次は、福島第一原発の処理水についてです。

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉過程で排出される処理水については、原子力規制委員会が基準以下に薄めて海へ放出することが科学的に合理的な処分方法とする見解を示していますが、地元の住民などからは再び風評被害が起こると心配する声が強いです。

内堀知事は、トリチウム水の今後の取扱いについては、現在国において社会的な影響を踏まえた議論がなされているところであり、国及び東京電力

においては、環境や風評への影響などを国民や県民に丁寧に説明し、慎重に議論を進めていただきたいと繰り返し表明しております。

そして、常磐もののおいしさや安全性を広く発信しようと、ふくしま常磐ものフェアを東京都内や横浜など首都圏の飲食店で開催し、風評払拭に懸命に取り組んでおります。

トリチウム水の処理方法については、近いうちに国の判断が示されると仄聞しますが、国内外の消費者においてトリチウムを含む処理水への現状認識が進まない中で、国が県沿岸へ海洋放出を容認したことにより、新たな風評被害が発生し、ひいては本県漁業の趨勢に大きな影響が出た場合は、国はその全てに責任を負うべきと考えます。

そこで、国が検討しているトリチウムを含む処理水の取扱いについて、県はどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次は、SDGsについてです。

国連が二〇三〇年までに実現を目指す持続可能な開発目標、いわゆるSDGs達成期間までの残り十年を見据え、政府は昨年十二月、中長期的な国家戦略であるSDGs実施指針を改定いたしました。

その指針では、ビジネスとイノベーション、地方創生、次世代・女性のエンパワーメントの三本柱を中核とする日本のSDGsモデル展開の加速化が掲げられております。

しかし、内閣府による調査では、全国都道府県市区町村千七百八十八団体中、回答した千二百三十七団体によれば、推進しているが一九％、今後推進していく予定が二二％にとどまっていることから、国は今後二〇二四年度までに推進する自治体を六〇％に加速拡大するとしています。

目標達成に向けては、政府や経済界、市民社会といった利害関係者が共同して諸課題に取り組むこととし、環境や社会への貢献を投資基準とする、

いわゆるE S G投資の重要性のほか、若者が未来の社会を担う中核の存在だと位置づけ、啓発を強化する方針が盛り込まれました。

これから福島復興加速化への新たな十年を踏み出そうとする本県にとつても、誰一人取り残さない社会を目指すS D G sの推進は非常に重要であると考えます。

そこで、本県におけるS D G sの達成に向け、どのように取り組んでいくのか、知事の考えをお尋ねいたします。

次は、福島県災害廃棄物処理計画の策定についてです。

国は、東日本大震災などの経験を踏まえ、災害廃棄物対策指針などで自治体による災害廃棄物処理計画の整備を明記し、仮置場の場所や運用方法、廃棄物処理業者らとの連携の在り方を計画に定めることを求めています。

環境省は、大規模災害時に発生する瓦礫や家具などの廃棄物の処理に関するこの計画について、今後の台風や豪雨に備えるため、この夏までに仮置場の確保や協力事業者の選定など最低限の内容だけでも決めるよう促しています。

令和元年台風第十九号等による福島県災害廃棄物処理実行計画によれば、今回の災害の被災三十七市町村の災害廃棄物発生量は約五十六万トンに上るなど、大量の災害廃棄物が発生しています。

そこで、国の災害廃棄物対策指針に基づく災害廃棄物処理計画の策定期間についてお尋ねいたします。

また、県は災害廃棄物処理計画を策定する市町村をどのように支援しているのか伺います。

次は、新型コロナウイルス感染症についてです。

一月十四日、神奈川県内の医療機関から保健所へ中華人民共和国湖北省武漢市の滞在歴がある肺炎の患者が報告され、国立感染症研究所での検査に

より、新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生が国内で初めて確認されました。現在国は、各地で感染者が相次いでいる状況から、感染経路が見えていたものが見えなくなってきたという認識を示しています。

ところで、国は病原性が高い新型インフルエンザや同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として新型インフルエンザ等対策特別措置法を制定し、本県においても福島県新型インフルエンザ対策行動計画が策定されたところであります。

この県行動計画は、政府行動計画を踏まえ、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性により、病原性が低い場合など、様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示すものであるとしています。

そこで、新型コロナウイルス感染症について、新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象となるのか伺います。

また、同行動計画では、発生時における医療体制の維持確保において、患者が増加してきた段階においては、県専門委員会の意見を踏まえた上で、帰国者・接触者外来の診療体制から一般の医療機関で診療する体制に切り替えるとしています。

そして、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図ることとされています。しかし、最近の報道でも明らかのように、本県の医師等医療人材の不足や偏在で当初予定していた医療体制の維持確保ができるのか懸念されます。

そこで、県は県内で新型コロナウイルス感染症の患者が多数発生した場合の医療体制の維持確保にどのように対応するのか伺います。

次は、子宮頸がんワクチンの正しい情報提供についてであります。

年間一万人がかかり、約三千人の女性が亡くなる子宮頸がん対策として、

H P V ワクチンが二〇一三年四月より国の定期接種となりましたが、接種後に多様な症状が生じたとする報告によって、国は二〇一三年六月から積極的な勧奨を差し控えるとしました。

厚労省から接種の積極的な勧奨とまらないよう留意することと勧告が出たことで、全国ほとんどの自治体が A 類定期接種ワクチンであるにもかかわらず個別通知などによる周知をやめ、結果として接種率は約七〇％から一％未満まで下がってしまい、子宮頸がん罹患するリスクが定期接種導入以前に戻ったとされています。

二〇一九年八月三十日に厚労省で開催された副反応検討部会の H P V ワクチンの情報提供に関する評価については、国民へのアンケートで、接種に関して「分からないことが多いため、決めかねている」と四一％が回答しており、H P V ワクチンが定期接種であることやこの疾患やワクチンについて知る機会が失われているという現状が明らかになりました。

H P V ワクチンは、現在も予防接種法における定期接種 A 種として位置づけられており、自治体は制度の周知を行う義務もあります。

そこで、子宮頸がんワクチン接種についてさらなる周知を図るべきと思いますが、県の考えを伺います。

次は、糖尿病の重症化予防対策のさらなる推進についてです。

糖尿病は、放置すれば、糖尿病性網膜症、腎症、神経障害の三大合併症を引き起こしかねず、特に糖尿病性腎症が原疾患の四割以上を占める人工透析治療は年間約五百万円の費用負担となり、日常生活への支障はもとより、医療費適正化の点でも課題となっております。

こうした中、国は平成三十一年四月に糖尿病性腎症重症化予防プログラムを改定し、関係者の連携や運用上の課題に対応するなど、さらなる推進を図ろうとしております。

また、国保制度においては、自治体に対して新たなインセンティブである保険者努力支援制度を創設し、糖尿病の重症化予防の取組に高い配点がなされ、令和二年度からはアウトカム指標として県全体の新規透析導入数の減少が設定され、実のある取組が一層求められているところです。

本県では、例えば糖尿病治療中断者対策として、受診勧奨のため、レセプト等の分析がなされております。しかし、国保データベースでは過去五年間の受診履歴まで遡れるにもかかわらず、実際は直近一年間の中断者や検診受診者を対象としています。これでは抽出条件が狭く、少ない人数しか受診勧奨されないのではないかと危惧されるところであります。

そこで、県は市町村が行う国保被保険者の糖尿病治療中断者への受診勧奨をどのように支援していくのかお尋ねいたします。

次は、就職氷河期世代の就労支援についてです。

就職氷河期世代とは、バブル崩壊による不景気で就職が難しかった一九九〇年代半ばから二〇〇〇年代初頭に高校、大学などを卒業した世代です。一九九一年に二・八六倍を記録した大卒の求人倍率は、その後〇・九九倍まで急落し、未就職や非正規雇用になる人が増えました。

二〇一八年時点で三十五歳から四十四歳の人は約千六百八十九万人、アルバイトなどの非正規社員は約三百七十一万人、このうち不本意ながら非正規で働く人は約五十万人に達し、他世代と比べ給与にも差が生じています。

政府は、就労環境が改善していない実情を重く見て、支援を本格化させ、今後三年間で同世代の正規雇用者を三十万人増やす目標を掲げ、今年度補正予算案と来年度予算案でハローワークへの専門窓口の設置や企業への助成金の拡充などの方針を決定いたしました。

また、政府は三年間で集中的に取り組む施策を具体的に示した行動計画を取りまとめ、就職氷河期世代への支援に関して関係者が安心して取り組み

るよう、二〇一九年度補正予算を含め六百五十億円を上回る財源を確保するとしています。

行動計画には、当事者の自宅を訪ねて本人や家族の相談に乗る訪問型の支援強化や、ハローワークへの就職相談から職場定着までを一貫して支援する専門窓口の設置、自治体の取組を後押しする交付金創設などが盛り込まれています。

先月十二日、内閣府から都道府県、政令市に対する説明会で、地域就職氷河期世代支援加速化交付金の実施要綱が示されました。第一公募までかなり時間的に余裕がない状況ですが、今後も数次にわたって公募する予定もあるようです。

そこで、県は国等と連携した就職氷河期世代の就労支援にどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

次は、補助金申請におけるJグランツの導入についてです。

経済産業省は、二〇二〇年より、補助金申請にインターネットを利用して申請、届出をする電子申請システム、Jグランツを導入します。これにより、事業者はいつでもどこでも申請が可能となり、また書面で行う申請に比べて手間やコストを削減できます。

経済産業省の補助金は、二〇一九年度補正、二〇二〇年度当初予算で二十七補助金が対象となり、Jグランツ上でリアルタイムに申請状況や処理状況が把握できるため、手続を迅速に行うことが可能となります。さらに、他省庁や自治体の補助金も含めて随時拡大していく予定としています。

加えて、Jグランツには国と自治体の補助事業が掲載され、ワンストップで補助金情報を収集することもできるとされています。

そこで、国が開発した補助金申請システム、いわゆるJグランツについて、県の補助事業にも導入を進めるべきと思いますが、県の考えをお尋ねいた



します。

次は、農業経営収入保険についてです。

台風第十九号の被害は、農林水産業にも大きな影響を及ぼしました。農林水産業の被害が六百三十六億円、うち農業被害が二十四億円、農地被害は五百二十八億円、林業、水産は八十四億円と甚大な被害となっています。

このような中、国、県は各種支援策を打ち出し、早期回復への対応を進めているところであり、各種支援策が十分に周知されるよう望むところであります。

さて、頻発する自然災害など予期せぬ収入減に見舞われた農家に対し、その一部を補填する農業経営収入保険制度が二〇一九年一月よりスタートし、二年目に入りました。

この制度は、青色申告を行っている方々が対象で、補填金は保険料と積立金の組合せで決まり、過去五年間の平均収入の九割を下回った額の九割を補填、最大補償で八割は維持できます。保険料は掛け捨てですが、積立金は補填に使われない限り持ち越され、保険料の五〇％、積立金七五％を国が補助する仕組みとなっております。

その特徴として、ほぼ全ての農産物を対象としていること、収入減少の要因を幅広く認めている点、例えば市場価格の下落、けがや病気による収穫不能、倉庫の浸水被害、取引先の倒産なども対象とされています。

国は、二〇二二年度を目標に十万経営体加入を目指していますが、二〇一九年の加入実績は全国二万二千八百十二経営体にとどまっており、都道府県別では、愛媛県が千四百八経営体の加入で目標の七〇％に達している一方、本県の状況は七百九十二経営体の加入で目標の二六％となっており、さらなる推進が望まれます。

国は、今年一月より、補償額が五割、四割、三割で、年額保険料七万円、

六万二千元、四万四千元に引き下げたタイプも新設して加入推進の取組を進めるとしていますので、本県もさらに推進すべきと思います。

そこで、県は農業経営収入保険の加入者拡大にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次は、土砂災害警戒区域等の周知についてです。

二〇一八年の西日本豪雨や一七年の九州北部豪雨など、近年は雨雲が一定の地域に線状にとどまる線状降水帯が原因の集中豪雨による土砂災害が頻発しています。

こうした中、国土交通省は土砂災害危険度評価システムの構築に取り組んでいます。このシステムは、土砂災害のおそれのある線状降水帯を検知し、危険度を三段階で判定する仕組みで、自治体が早期に避難情報を出すための根拠とすることを目的に改良を進めているところであります。

国交省は、都道府県の土砂災害担当者が閲覧できるようにするとともに、都道府県が本システムの情報を市町村に提供して、市町村が総合的に判断し、避難指示が出せるよう実用化を目指していると聞いています。また、将来的には本システムを住民が利用できるようにも考えているようです。

ところで、今年の台風第十九号等においては、県内の広範囲で土砂災害が多発し、人的被害も発生しております。県民の命と暮らしを守るために、ハード、ソフトの両面からあらゆる対策を進めていかなければなりません。特に土砂災害は直接人命に関わることから、住民が日頃よりそれぞれの住まいなどの危険性を認識して、早期避難につながるような取組が重要と考えております。

そこで、県は土砂災害警戒区域等について地域住民にどのように周知していくのか伺います。

次は、優秀な教員の確保についてです。

令和元年度に実施した本県の公立学校教員採用試験では、定年に伴う教員の大量退職のため、小中学校での採用予定者が大幅に拡大されました。しかし、採用試験の志願者は近年減少傾向にあり、倍率は二倍を切る結果となっております。

一方、高等学校では、志願者の減少はあるものの、採用予定者数に大きな変動はないため、全教科の倍率は十倍を超えており、他校種に比べ狭き門となっております。そのため、優秀な人材であっても本県の教員として採用されず、他県の教員や民間企業へ採用されてしまうこともあると聞いています。

また、本県の今年度実施の教員採用試験実施要項によると、一般選考では令和二年四月一日現在満五十歳以下の者となっておりますが、県内にはクラス担任や部活道顧問をしながら実質正規職員と同じ責務で働いている五十歳代の講師もおり、一年でも正規職員として働ける機会を提供すべきと考えます。

佐賀県では、令和二年度に実施する公立学校教員の採用試験から、年齢制限の実質撤廃に加え、試験の免除や試験内容の見直しを決めたとされています。本県においても、子供たちの教育を担う意欲を持った多くの教員志望の皆さんに教員採用試験を受験していただくことが大変重要であり、志望者を増やすことは優秀な教員の確保につながるものと考えます。

そこで、優秀な教員の確保に向け、公立学校教員採用試験の見直しを行うべきと思いますが、県教育委員会の考えをお尋ねいたします。

最後は、高齢者講習等についてです。

高齢者ドライバーによる交通事故が増加しており、その中でもブレーキとアクセルの踏み間違いによる交通事故等が大きな問題となり、道路交通法の一部が改正され、七十歳以上の方の免許更新時には高齢者講習の受講が

義務づけられ、さらに七十五歳以上の方の免許証更新時には認知機能検査も義務づけられました。

高齢者講習や認知機能検査を受けるには自動車教習所への予約が必要ですが、県民の方々から、高齢者講習等が大変混み合って受講待ちが長くなり、予約を取るのに大変苦労しているという声が寄せられております。

こうした状況を踏まえ、公安委員会が警察施設において高齢者講習を直接実施する対策も始まっていますが、混雑解消に向けてさらに取組が必要だと思えます。

そこで、高齢者講習等の受講待ち解消に向けた取組について、県警察の考えをお尋ねいたします。

以上で私の質問を終わります。（拍手）

◎副議長（長尾トモ子君）執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

◎知事（内堀雅雄君）安部議員の御質問にお答えいたします。

SDGsについてであります。

未曾有の複合災害からの復興再生、急激な人口減少と高齢化、そして昨年の台風災害など、前例のない困難な課題への対応に本県は丸となって取り組んでおります。

全国的にも共通する課題が先行して顕在化している福島県だからこそ、復興再生と地方創生を両輪で進めることはSDGsの達成に大きく貢献するものと認識しております。

SDGsが示す理念の実現に当たっては、私はまず行政職員が率先して理解を深め、様々な関係者との連携や共働を進めることが重要であると考えております。

昨年、産学官民連携による取組事例等を学ぶ職員向けの研修会を実施した

ところであり、新年度は市町村職員にも参加いただけるよう受講範囲を拡充してまいります。

さらに、現在策定を進めている新たな総合計画や部門別計画はもとより、今月中に策定する次期総合戦略においても具体的な施策とSDGsの十七の目標との関係性を明確化するなど、持続的に発展可能な県づくりをオール福島で前に進めてまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長から答弁をさせます。

(危機管理部長成田良洋君登壇)

◎危機管理部長(成田良洋君) 答えいたします。

基盤的防災情報流通ネットワークにつきましては、台風第十九号等への対応の際、防災科学技術研究所が災害対策本部に常駐し、浸水想定地図作成等の支援を受けたところであります。

被災状況等を地図上で視覚的に整理する有用性を確認した一方、さらなる活用のためには電子的な地理情報の準備が必要であるなど課題も多いことから、今後円滑な情報共有に向けた導入について研究してまいります。

次に、避難所のプライバシー確保につきましては、台風第十九号等への対応に当たって、県が備蓄する間仕切りを避難所へ送るとともに、国のプッシュ型支援により、段ボール製の更衣室などが整備されたところです。

引き続き、市町村等の現状をお聞きしながら、今回の災害を踏まえ、避難所運営マニュアル作成の手引を見直して周知することなどにより、プライバシーに配慮した避難所の整備を図ってまいります。

次に、トリチウムを含む処理水の取扱いにつきましては、今後政府において小委員会の提言内容を踏まえ、対応方針を決定するとされております。

県といたしましては、国及び東京電力に対し、トリチウムに関する正確な情報発信と具体的な風評対策の提示にしっかりと取り組むとともに、引き

続き幅広い関係者の意見を丁寧聞きながら、慎重に対応方針を検討するよう求めてまいります。

（生活環境部長大島幸一君登壇）

◎生活環境部長（大島幸一君）お答えいたします。

国の指針に基づく災害廃棄物処理計画の策定につきましては、今年度想定される災害規模に基づき、廃棄物発生量の推計等の調査を行うなど、計画策定に向けた作業を進めております。

新年度には、昨年台風第十九号等への対応を踏まえ、市町村や関係団体、有識者の意見を聞きながら計画を策定してまいります。

次に、市町村の災害廃棄物処理計画の策定につきましては、これまで説明会において、国の計画策定モデル事業の広報周知等を通じて取組を促進してまいりました。

今後は、今年度県が行っている調査に基づき、想定される廃棄物の量や仮置場の必要面積等の基礎的資料を市町村に提供するとともに、説明会を開催するなど、計画策定が円滑に進むよう支援してまいります。

（保健福祉部長戸田光昭君登壇）

◎保健福祉部長（戸田光昭君）お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象となる感染症ではありませんが、現在国において新型インフルエンザ等対策特別措置法と同等の措置を講じることが可能となる立法措置を検討していると聞いております。

次に、新型コロナウイルス感染症の医療体制につきましては、感染が疑われる方を帰国者・接触者相談センターで確実に専門外来につないでいるところでありますが、今後患者が多数発生した場合に備え、現在県の対応方針に沿って、一般の医療機関においても患者の受入れが可能となるよう、

医師会や医療機関と連携して調整しているところであり、適切な医療提供体制の確保に向けてしっかりと取り組んでまいります。

次に、子宮頸がんワクチンの周知につきましては、接種に関する身近な相談の窓口となる市町村職員や養護教諭等を対象とした研修会を開催し、理解促進を図ってまいります。

今後は、ホームページをリニューアルするなど、接種対象者やその保護者がワクチンの有効性や安全性についての理解を深められるよう、分かりやすい情報発信に努めてまいります。

次に、糖尿病治療中断者への受診勧奨につきましては、国保連合会から市町村に提供される指導対象者リストに特定健診データ等を追加し、指導の優先度が明確になるよう、現在新たなリストの開発に取り組んでおります。新年度からは、研修会や現地実習を通してリストを活用した保健指導の実践力向上を図り、より効果的な受診勧奨につなげてまいります。

（商工労働部長金成孝典君登壇）

◎商工労働部長（金成孝典君）お答えいたします。

就職氷河期世代の就労支援につきましては、新年度国が県や市町村、経済団体等の関係機関の参画による一元的な推進体制を整備し、新たな交付金の活用も図りながら、地域の実情に応じた取組を行うこととしております。県といたしましては、本県の実態やニーズ等を踏まえ、きめ細かな対応が図られるよう、関係機関と連携しながら就労支援に取り組んでまいります。次に、いわゆるJグランツの導入につきましては、電子申請に適する補助事業の選定や事業者のニーズ、システム運用に係る今後の県の費用負担の見込み等を考慮し、他の自治体の導入状況等も見極めながら検討してまいります。

（農林水産部長松崎浩司君登壇）

◎農林水産部長（松崎浩司君）お答えいたします。

収入保険の加入者拡大につきましては、県政ラジオ番組や県のホームページの活用、農業者等が出席する会議での説明などにより、加入促進に努めてまいりました。

今後は、台風第十九号被害により営農再開支援の対象となった農業者を中心に加入を促すとともに、実施運営主体である福島県農業共済組合との連携を密にしながら、説明会の重点開催など、加入率の低い地域での加入者拡大に取り組んでまいります。

（土木部長猪股慶藏君登壇）

◎土木部長（猪股慶藏君）お答えいたします。

土砂災害警戒区域等の地域住民への周知につきましては、これまで区域指定について住民説明会や県のホームページなどで公表しております。

今後は、地域住民が日頃から土砂災害の危険性を認識できるよう、区域等を示した標識を住民の協力を得ながら現地に設置するなど、市町村と連携し、実効性のある避難行動に向け、土砂災害警戒区域等の周知に努めてまいります。

（教育長鈴木淳一君登壇）

◎教育長（鈴木淳一君）お答えいたします。

教員の採用につきましては、近年志願者の減少が喫緊の課題となっていることから、その対応策を検討してきたところであります。

今般、来年度の教員採用試験において受験資格の年齢制限を撤廃するとともに、中学校と高校の併願制度を導入するなど大幅に見直しを図ることといたしました。

今後は、積極的に周知することで志願者を増やし、優秀な教員の確保に努めてまいります。



(警察本部長林 学君登壇)

◎警察本部長(林 学君)お答えいたします。

高齢者講習等の受講待ち解消に向けた取組につきましては、昨年委託先の各教習所に対し、講習の実施回数及び一回当たりの受講者数の拡大や認知機能検査と高齢者講習の同日実施などを指導しております。

その結果、受講待ち平均日数は昨年当初の約百十六日から昨年末には約五十一日に短縮されています。

引き続き、教習所を指導するとともに、県警察が直接実施する高齢者講習等の実施回数の拡大などにより、さらなる待ち期間の解消に努めてまいります。